

令和5年度 安城市児童クラブ入会案内

～入会申請にあたっては、入会案内をよく読んで申請してください～

8月改訂版

児童クラブとは

保護者が就労等により昼間、家庭にいない市内の小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を主な活動内容としています。学校や塾とは違い、学習指導など特別な指導はしません。

利用区分について

利用にあたっては通年利用（放課後・長期休業日利用）と長期休業日のみの利用があります。利用区分によって入会の基準が違います。申請後の区分の変更はできません。ご注意ください。

入会の基準

小学1～6年生で集団生活ができる児童のうち、保護者及び69歳以下の同一住所の祖父母が次の理由により家庭にいない児童。

1 就労の場合

	通年申請の基準	長期・土曜・祝日申請の基準
1、2年生	昼間4時間以上かつ <u>午後3時</u> 以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること
3～6年生	昼間4時間以上かつ <u>午後4時</u> 以降まで就労していること	昼間4時間以上就労していること

※自営の方については、自宅とは別に玄関があることが必要です。

2 出産・長期の入院、疾病や負傷、または精神若しくは身体に障害を有している場合や親族を常時介護している場合

優先基準について

入会決定については、「学年の低い児童」「ひとり親世帯」「保護者の就労時間が長い児童」が優先基準としてあります。定員超過の際は、審査させていただき、待機児童となる場合がありますので、ご了承ください。また、通年利用で申請されても、長期休業期間中は低学年の利用者を優先するため、定員に余裕のある他クラブでの利用や、利用の不許可がありますので、ご了承ください。介護については、聞きとり状況により入会できない場合があります。

クラブ分けについては、全て市役所に一任していただきます。

必要な書類

- 1 入会申請書
- 2 緊急連絡表
- 3 就労証明書(入会の基準2に該当される方は、診断書等の証明書が必要。診断書は決められた様式にて提出)
※父・母のほか、同一住所に69歳以下の祖父母がいる世帯は、その方の分も必要
- 4 口座振替依頼書(あんぱ〜く窓口、各児童クラブで配布 ホームページからの入力も可)
- 5 土曜利用申請書(土曜日利用する方のみ)
- 6 祝日利用申請書(祝日利用する方のみ)
- 7 育成料減免申請書(生活保護、ひとり親の市町村民税非課税世帯等で減免を希望する方のみ)

※兄弟姉妹で入会希望の方は、それぞれ1枚ずつ提出
※書類不備・未記入等がある場合は、受付ができません。

申請先

- 1 場所 安城市大東町8-2 子育て支援課 児童クラブ係(あんぱ〜く内)
- 2 受付時間 月~金曜日(祝日除く) 8時30分~17時15分

申請方法

利用区分	受付期間	
通年(放課後・長期休業日) 及び 長期休業日(冬休み・春休み)	郵送・オンライン申請	入会したい月の前月 1日~15日
	あんぱ〜く窓口	入会したい月の前月 1日~20日

※定員に余裕のあるクラブのみ受付

定員により入会できず待機になる場合もありますが、申請は可能です

育成料

	通年利用者(毎月・8月除く)	8月利用者	長期休業日のみ利用者 (4・7・12・1・3月)
育成料	月額 5,200円	月額 8,600円	月額 2,600円

※育成料は日割り計算ができません。

※長期休業日の利用については、それぞれ利用する月毎に育成料が必要となります。

※入会後は「退会届」を提出されない限り、1日も利用されていなくても、育成料は発生します。また、
途中で入会・退会された場合も、1か月の育成料を徴収させていただきます。

※育成料は、金融機関の口座からの振替納付を原則としていますので、口座振替依頼書を提出してください。振替日は、毎月末日です。振替日が金融機関の休業日の場合はその翌日となります。
(12月は入会後にご案内します)

※滞納が続いた場合は退会していただくことがあります。

育成料の免除

次の世帯は育成料が免除される場合があります。免除を希望される場合は育成料減免申請書を提出してください。（対象世帯に該当していても、申請がない場合は適用ができませんのでご注意ください）

- 1 生活保護世帯
- 2 市町村民税が非課税（参照）かつ安城市遺児手当を受給している母子・父子世帯

【参 照】4月分から6月分までの育成料は前年度市町村民税、7月分から翌年3月分までの育成料は、入会年度の市町村民税で免除を判定します。

育成料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
市町村民税	前年度で判定			入会年度で判定								
非課税証明書 発行先※	前年1月1日に 住民登録のある市町村			令和5年1月1日に住民登録のある市町村								

※非課税証明書発行先が安城市の場合は、子育て支援課で確認・審査ができますので、証明の提出は不要です。
安城市以外の場合のみ、該当の市区町村で「市町村民税非課税証明書」の発行手続きをしていただき、提出してください。

開所時間・お休み

開所時間	平日	下校時 ~ 19:00
	土曜日/祝日/春・夏・冬休み/学校代休日	7:30 ~ 19:00
	※土曜日及び祝日は拠点クラブでの開所となります。	
お休み	日曜日/12月29日~翌年1月3日	

利用について

- ・利用には、年度ごとに申請が必要となります。入会期間は年度末（3月31日）までです。利用する必要がなくなった場合には、退会することができます。
- ・長期休業日利用の方は、春・夏・冬休みを選択できます。必要に応じて申請をしてください。また、終業式翌日から始業式前日までの期間が利用期間です。

退会・休会について

- ・退会をする場合は、前月の20日までに「退会届」を提出してください。提出がない場合、育成料が発生します。
- ・退会届を提出した後、再入会を希望する場合は、入会申請を全て初めから行っていただきます。
- ・学校を長期間休まなければならない状況になった場合、「休会届」を提出されると、児童クラブの利用を休止することができます。休会となるのは、以下の例です。
- ・4月休会はできません。

	休会理由	添付書類	提出期限
1	8月夏休み必要ないため	なし	6月20日
2	児童の入院のため	入院計画書等入院期間のわかる書類の写し	前月20日
3	帰省のため	航空券等の写し	前月20日
4	母親の産休期間のため	母子手帳の表紙及び出産予定日のわかるページの写し	前月20日

◎ 公立児童クラブ一覧

児童クラブの住所、電話番号、「安城市児童クラブ入会案内」や、児童クラブの手続きに関する詳細については、下記のQRコードから検索できます。



※学校敷地内外クラブ専用建物または学校内特別教室での保育になります。

○土曜日の拠点として開所する児童クラブは、下記の児童クラブです。

(二本木・中部・桜井・南部・北部・作野・三河安城・丈山・桜町)

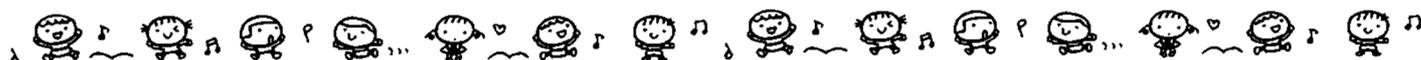
○祝日の拠点として開所する児童クラブは、二本木・南部児童クラブです。

●公立児童クラブ問い合わせ先

安城市役所

子育て支援課児童クラブ係（あんぱ〜く内）

TEL 72-2319（直通）



◎ 民間児童クラブ一覧

民間児童クラブのお申し込みにつきましては、直接、下記へお問い合わせください。

No.	クラブ名	所在地	電話	対象学年	主な小学校区
1	学童保育 なかよしクラブ	昭和町3-26	74-3664	1~6年生	中部・新田
2	ひまわりクラブ	御幸本町11-17	74-4400	1~6年生	錦町・桜町
3	安城つくしクラブ	緑町1-12-12	76-7567	1~6年生	二本木・梨の里